

⑩ 療養生活に役立つサービスについて

在宅での療養生活を支える訪問介護の制度があります。また、障害者手帳を取得した場合、障害福祉サービスを利用することでご家族の介護負担を軽減することができます。

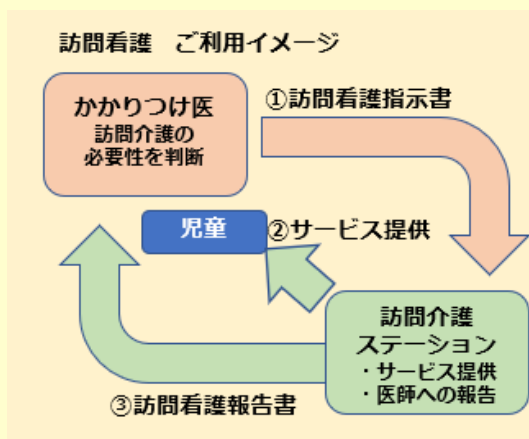
◇訪問看護の利用について

看護師が家庭を訪問して、お子さまとご家族を支援します。看護師は主治医と連携しながら、健康状態の回復に向け、健康状態の管理、点滴・注射などの医療処置、療養上の相談・支援を行います。

また、必要に応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職が伺い、お子さまのリハビリテーションの支援を行います。

利用料は医療保険の自己負担額（受給者証をお持ちの方は2割）ですが、受給者証に記載されている自己負担上限月額が適用になります。（[P. 8 参照](#)）

なお、訪問看護のご利用には、かかりつけ医の指示が必要ですので、利用を希望される場合はかかりつけ医にご相談ください。



訪問看護によるサービス例
療養上のお世話（身体の清拭・入浴介助など）
病状観察（血圧・体温・脈拍測定など）
医療機器の管理（在宅酸素・人工呼吸器など）
医師の指示による医療処置
ご家族への看護技術指導・相談など

◇医療的ケア児レスパイト事業について

医療的ケア児の保護者の休息（レスパイト）時間拡大、外出機会確保などのために、無料の訪問看護を提供しています。

医療保険による訪問看護時間の延長、医療保険の対象外の外出先や学校などで訪問看護を利用できます。

詳細：[医療的ケア児レスパイト事業について](#)

◇きょうだいのための保育サービス

●保育所等の入所

保護者が小児慢性特定疾病のお子さんの病院等の付添い、自宅での看護・介護が必要になった場合、一定の条件を満たせば、きょうだいを保育所等に入所させることができます。（ご利用の際は、世帯の所得に応じた保育料が必要です。）

詳細：[さっぽろ子育て情報サイト（認可保育所等への入所手続きについて）](#)

問い合わせ先：各区の[保健センター（健康・子ども課子ども家庭福祉係）](#)

●一時預かり

就労準備や病気、冠婚葬祭、看護・介護などにより一時的に家庭で保育ができない場合に、就学前のお子さんをお預かりしています。

申込みや利用料金などについては一時預かりの実施施設へお問い合わせください。

詳細：[さっぽろ子育て情報サイト（一時的な預かり）](#)

●病児・病後児保育事業

病気やその回復期にあるため保育所などでの集団保育が難しい生後5か月から小学6年生までのお子さんを、保護者が仕事、傷病などの理由により家庭での保育が困難で、主治医が利用を差し支えないと認めた場合において、看護師や保育士等の専門スタッフが専用施設で一時的にお預かりします。

ご利用方法などの詳細については「さっぽろ子育て情報サイト」をご確認ください。

詳細：[さっぽろ子育て情報サイト（病児・病後児保育事業）](#)

◇障害者手帳と障害福祉サービス等について

心身に障害のある方に発行される手帳で、各種サービス（障がい福祉サービス等）が受けやすくなります。障がいの内容により、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳の3種類があり、障がいの程度に応じた等級があります。（種別や等級により受けられるサービスが異なります。）

また、障害者手帳をお持ちでなくても、障害者総合支援法にて指定された疾病に該当する方は、障がい福祉サービス等をご利用できる場合があります。

詳しくは、[各区保健福祉課](#)までお問い合わせください。

●障害者手帳について

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体、内部機能に障がいのある方	下記窓口で、知的障がいがあると判定された方 18歳未満 児童相談所 18歳以上障がい者更生相談所	精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方
等級など	【1～6級まで】 ・視覚 ・聴覚又は平衡機能障がい ・音声言語機能障がい ・肢体不自由 【1～4級まで】 ・内部障がい （心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう直腸・小腸・ 免疫・肝臓）	【A（重度・最重度）】 知能指数が概ね 35 以下 【B（中度）】 知能指数が概ね 50 以下 【B-（軽度）】 知能指数が概ね 70 以下	【1級】 日常生活におけるほとんどのことを、他人の援助をなしでは達成できない程度 【2級】 日常生活に著しい制限を受ける、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度 【3級】日常生活若しくは社会生活が制限を受ける、又は制限を加えることを必要とする程度
主な支援内容	・障がい福祉サービス ・市内の文化・体育施設の利用料減免 ・税の軽減 ・補装具費の支給（原則：身体障がいの方のみ） ・交通費の助成（身体障がい：4級以上、療育：B以上、精神：3級以上）など		

制度の詳細は「[障がいのある方のための福祉ガイド](#)」をご確認ください。

●障がい福祉サービス等について

障害者手帳をお持ちの方や障害者総合支援法にて指定された疾病に該当する児童を対象に、障害福祉サービス（居宅介護、短期入所など）、移動支援、補装具費支給や日常生活用具給付のサービスがあります。

詳しくは、[各区保健福祉課](#)にお問い合わせください。

障がい福祉サービスの例

居宅介護 （ホームヘルプ）	ご自宅で生活している方に、食事・入浴・排泄などの身体介護をはじめ、生活全般にわたる支援を提供します。
短期入所 （ショートステイ）	保護者などの介護者が病気の場合など、一時的にお子さまをお預かりし、夜間を含めた生活の支援を提供します。

※その他サービス・詳細については、「[障がいのある方のための福祉ガイド](#)」をご確認ください。

●障害児通所支援について

障害者手帳をお持ちの方や障害者総合支援法にて指定された疾病に該当する方、その他日常生活における基本的な動作や生活能力向上のために支援が必要な方には、障害児通所支援のサービスがあります。

詳しくは、[各区保健福祉課](#)にお問い合わせください。

障害児通所支援の例

児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応などのための支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	外出することが困難な児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応などのための支援を行います。
放課後等 デイサービス	就学している児童を対象に（幼稚園・大学生を除く）生活能力の向上のために必要な支援、地域との交流促進のための支援などを行います。

※その他サービス・詳細については、「[障がいのある方のための福祉ガイド](#)」をご確認ください。